

栃木県農業総合研究センターにおける公的研究費の適正な使用に関する行動規範

令和2年8月1日制定

令和5年9月1日改正

令和6年4月1日改正

最高管理責任者（所長）

この行動規範は、公的研究費を使用する上での、当センターの構成員としての行動の指針を明らかにするものである。

- 1 構成員は、公的研究費の源泉が国民の税金によるものであることを常に認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 構成員は、公的研究費の執行に当たり、関係する法令・通知及び当事者が定めるルールを遵守しなければならない。
- 3 構成員は、公的研究費に関する不正が、当センターはもとより研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを認識し、行動しなければならない。
- 4 構成員は、別に定める公的研究費等の使用に関する「不正防止計画」に基づき行動しなければならない。
- 5 構成員は、公的研究費の不正及び不適切な使用を未然に防止するよう努めなければならない。

※ この行動規範において、公的研究費とは、国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

※ この行動規範において、構成員とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）に準じ、当センターに所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。